

参 考 資 料

令和 8 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 42 号関係	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	1
議案第 43 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	4
議案第 44 号関係	寝屋川市税条例の一部改正	27
議案第 45 号関係	寝屋川市空き家流通促進税条例の制定	44
議案第 46 号関係	寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	49
議案第 47 号関係	寝屋川市都市公園条例の一部改正	52
議案第 48 号関係	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	57
議案第 52 号関係	財産の取得	59
議案第 53 号関係	和解	61
議案第 54 号関係	和解	64
議案第 55 号関係	和解	67
議案第 56 号関係	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	70
議案第 57 号関係	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議	72
議案第 58 号関係	町の区域の変更	74

(議案第 42 号関係)

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

1 改正理由

『出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律』の施行により、個人番号カードと在留カード等を一体化した特定在留カード等（特定在留カード及び特定特別永住者証明書）が交付されることなどに伴い、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 印鑑登録証明書の交付の申請等（第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条関係）

印鑑登録証明書の交付申請において利用するものに「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」を追加するとともに、引用する『電気通信事業法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

改正案	現行
<p>項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。） （電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等） 第14条の2 前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>個人番号カード等</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して規定で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 （略） （印鑑登録証明書の拒否） 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。 (1) （略） (2) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード等</u>が著しく汚損し、又は毀損しているため識別が困難なとき。 (3)・(4) （略）</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。） （電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等） 第14条の2 前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して規定で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 （略） （印鑑登録証明書の拒否） 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。 (1) （略） (2) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>が著しく汚損し、又は毀損しているため識別が困難なとき。 (3)・(4) （略）</p>

(議案第 43 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令』(デジタル庁・総務省令)の制定に伴い、個人番号の利用範囲等について規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 題名

題名を『寝屋川市個人番号の利用に関する条例』に改める。

(2) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供(第1条、第5条、別表第1、別表第2、別表第3関係)

外国人生活保護の措置に関する事務が準法定事務に位置付けられたことなどにより、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する規定の整備を行う。

(3) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改正案	現行
<p><u>寝屋川市個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用</p> <p>— に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる寝屋川市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前項に規定する場合に該当して特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>第6条 (略)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>

改正案

現行

改正案		現行	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
市長	(1)~(7) (略) (削る)	市長	(1)~(7) (略) (8) <u>規則で定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置 (以下「外国人生活保護の措置」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
市長	(1) <u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	(1) <u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	特定個人情報		特定個人情報
	(1) <u>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」 (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人 (日本の国籍を有しない者) であって生活に困窮する者に係る生活保護法 (昭和25年法律第144号) による</u>		(1) <u>外国人生活保護の措置に関する情報 (以下「外国人生活保護措置関係情報」という。) であって規則で定めるもの</u>

改正案	現行
<p>保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(1)の2 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>_____に関する法律に基づき条例の規定により算定した税額又</p>

改正案		現行	
	<p>はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>生活保護法</u>に よる<u>保護の実施</u>又は 就労自立給付金若しくは 進学・就職準備給付金の支給に関する 情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援 に関する法律（平成 6年法律第30号） による支援給付</p>		<p>はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>による 保護の実施又は就労自立給付金若しくは 進学・就職準備給付金の支給に関する 情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援 に関する法律（平成 6年法律第30号） による支援給付又は</p>

改正案	現行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の支給に関する情報 (以下「<u>中国残留邦人等支 援給付関係情報</u> 」という。)であ って規則で定めるも の</p> <p>(5) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p>	<p><u>配偶者支援金</u> (以下 「<u>中国残留邦人等支 援給付等</u>」という。) の支給に関する情報 (以下「<u>中国残留邦 人等支援給付等関係 情報</u>」という。)であ って規則で定めるも の</p> <p>(5) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p>
<p>(3) 児童福祉法による 肢体不自由児通所医 療費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による 負担能力の認定又は 費用の徴収に関する 事務であって規則で 定めるもの</p>	<p>(3) 児童福祉法による 肢体不自由児通所医 療費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による 負担能力の認定又は 費用の徴収に関する 事務であって規則で 定めるもの</p>
<p>(1) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p>	<p>(1) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護関</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護措</u></p>

改正案		現行	
よる給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	係情報_____であって規則で定めるもの	よる給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	置関係情報_____であって規則で定めるもの
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
(6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	(6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
	(1)~(2) (略)		(1)~(2) (略)
(7) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	(7) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 中国 ² 残留邦人等支援給付関係情報_____であって規則で定めるもの	(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 中国 ² 残留邦人等支援給付関係情報_____であって規則で定めるもの
	(5) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの		(5) 外国 ¹ 生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの

改正案		現行	
	<p>(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p>規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p>		<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(11) (略)</p> <p>(12) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法</p>
	<p>(11) (略)</p> <p>(12) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法</p>

改正案	現行
	<p>(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>(削る)</p> <p>(1) 外国人生活保護関係情報_____であつて規則で定めるもの</p> <p>(13) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づき条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>(14) 削除</p>	<p>(13) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づき条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</p>
	<p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(14) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

改正案		現行	
(15) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) 外国 ¹ 生活保護関係情報 ² であって規則で定めるもの	(15) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) 外国 ¹ 生活保護措置 ² 関係情報 ³ であって規則で定めるもの
(16)・(17) (略)	(略)	(16)・(17) (略)	(略)
(18) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 中国 ¹ 残留邦人等 ² 支援給付関係情報 ³ であって規則で定めるもの (4) 外国 ¹ 生活保護関係情報 ² であって規則で定めるもの	(18) 知的障害者福祉法 による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 中国 ¹ 残留邦人等 ² 支援給付関係情報 ³ であって規則で定めるもの (4) 外国 ¹ 生活保護措置 ² 関係情報 ³ であって規則で定めるもの
(19) 削除		(19) 住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷	(1) 外国 ¹ 生活保護措置 ² 関係情報 ³ であって規則で定めるもの

改正案		現行	
定めるもの	規則で定めるもの	定めるもの	規則で定めるもの
(削る)		(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)	(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)
(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部	(1) (略) (2) <u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって	(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部	(1) (略) (2) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって

改正案		現行	
<p>を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>	<p>を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>
	<p>(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの</p>
<p>(25) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの</p>	<p>(25) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護措置関係情報_____であって規則で定めるもの</p>
	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの</p>		<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護措置関係情報_____であって規則で定めるもの</p>

改正案		現行	
又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの		又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	<u>(26) 及び(27) 削除</u>	<u>(26) 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
(28) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		<u>(27) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(1) (略)</u> <u>(2) 外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	<u>(28) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) (略)</u> <u>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
(29) (略)	(略)	(29) (略)	(略)
(30) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に	(1)～(3) (略) (4) 中国残留邦人等支	(30) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に	(1)～(3) (略) (4) 中国残留邦人等支
	援給付関係情報		援給付等関係情報

改正案		現行	
<p>域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>あって規則で定めるもの</p>	<p>域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>あって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>
	<p>(3) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p>		<p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(34) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(34) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
	<p>(4) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p>		<p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(1) (略)</p>		<p>(1) (略)</p>
<p>(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p>	<p>(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(1)～(3) (略)</p>		<p>(1)～(3) (略)</p>
	<p>(4) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p>		<p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
	<p>(4) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p>		<p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(1) (略)</p>		<p>(1) (略)</p>

改正案		現行	
<p>的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>係情報_____であって規則で定めるもの</p>	<p>的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>置関係情報_____であって規則で定めるもの</p>
	<p>(37) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(38) 削除</p>		<p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの</p>
		<p>(37) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(38) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則</p>	<p>(1) 住民票関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報_____であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援</p>

改正案	現行
<p>(39) (略)</p> <p>(40) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>で定めるもの</p> <p>給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援助給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(39) (略)</p> <p>(40) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(39) (略)</p> <p>(40) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援助給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p>

改正案		現行	
<p>(41) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(6) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	<p>(41) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(6) 外国人生活保護措置置関係情報_____であって規則で定めるもの
	(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)
	(5) 中国残留邦人等支援助給付関係情報_____であって規則で定めるもの		(5) 中国残留邦人等支援助給付等関係情報_____であって規則で定めるもの
	(6) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの		(6) 外国人生活保護措置置関係情報_____であって規則で定めるもの
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
<p>(42) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(4) 中国残留邦人等支援助給付関係情報_____であって規則で定めるもの	<p>(42) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(4) 中国残留邦人等支援助給付等関係情報_____であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの		(5) 外国人生活保護措置置関係情報_____であって規則で定めるもの
	(略)		(略)
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
	(4) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの		(4) 外国人生活保護措置置関係情報_____であって規則で定めるもの
<p>(43) (略)</p> <p>(44) がん検診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(略)	<p>(43) (略)</p> <p>(44) がん検診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(略)
	(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)
<p>(4) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの</p>	(略)	<p>(4) 外国人生活保護措置置関係情報_____であって規則で定めるもの</p>	(略)
	(略)		(略)

改正案		現行	
(45) (略)	(略)	(45) (略)	(略)
(46) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務であつて規則で定めるもの	(1) (略) (削る)	(46) 外国人生活保護の措置に関する事務	(1) (略) (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険給付関係情報であつて規則で定めるもの (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの (6) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定

改正案	現行
	めるもの
(削る)	(7) <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
(削る)	(8) <u>児童扶養手当関係</u> 情報であって規則で定めるもの
(削る)	(9) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(削る)	(10) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
(削る)	(11) <u>児童福祉法</u> による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(削る)	(12) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並</u>

改正案	現行
(削る)	<p>びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(削る)	<p>(13) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

改正案

現行

(削る)

別表第3 (第4条関係)

情報照会 執行機関	事務	情報提供 執行機関	特定個人情報
市長	(1) 外国人生 活保護の措 置に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	教育委員会	(1) 学校保健安全 法(昭和33年法 律第56号)によ る医療に要する 費用についての 援助に関する情 報であつて規則 で定めるもの
教育委員会	(1) 学校保健 安全法によ る医療に要 する費用に ついてもの援 助に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	市長	(1) 地方税関係情 報であつて規則 で定めるもの (2) 生活保護関係 情報であつて規 則で定めるもの (3) 外国人生活保 護措置関係情報 であつて規則で 定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

『地方税法』等の改正に伴い、市民税について「公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲拡大」「住宅借入金等特別税額控除の延長」を行うとともに、「固定資産税の免税点の引上げ」「固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）の課税標準等の特例措置（わがまち特例）」を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（第 30 条の 3 関係）

個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が拡大されることに伴い、規定の整備を行う。

イ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除（附則第 11 条の 2 関係）

住宅借入金等特別税額控除〔住宅ローン控除〕の適用期限について、令和 25 年度分まで〔現行＝令和 20 年度分まで〕及び居住年が令和 12 年まで〔現行＝令和 7 年まで〕延長する。

(2) 固定資産税等

ア 固定資産税の免税点（第 71 条関係）

家屋に係る免税点を 20 万円から 30 万円に、償却資産に係る免税点を 150 万円から 180 万円にそれぞれ改める。

イ 固定資産税等の課税標準等について条例で定める割合（附則第 14 条関係）

㊦ ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備に係る課税標準の特例割合を 2 分の 1 とする。

- (イ) 『海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律』に基づく洋上風力発電設備に係る課税標準の特例割合を5分の3とする。
 - (ロ) 『港湾法』に基づく洋上風力発電設備並びに『地球温暖化対策の推進に関する法律』及び『農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律』に基づく陸上風力発電設備に係る課税標準の特例割合を3分の2とする。
 - (ハ) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税等の減額割合を3分の1とする。
- (3) その他、『地方税法』等の改正に伴う市民税及び固定資産税等に関する規定の整備等を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

一部の規定を除き*、公布の日

- | | | |
|---|--|---|
| [| * (1)=令和9年1月1日
(2)ア=令和9年4月1日
(3)(一部)=令和9年1月1日等 |] |
|---|--|---|

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、市民税及び固定資産税等に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市税条例

No.1

改正案	現行
<p>(寄附金税額控除) 第24条の2 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告)</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>施行規則第5号の4様式(別表)</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除</p>	<p>(寄附金税額控除) 第24条の2 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告)</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除</p>

改正案

現行

く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号並びに第30条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の

（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の

（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第58条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、 <u>合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の</p>

改正案	現行
<p>公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2. 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3. 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けてい</p>	<p>2. 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けてい</p>

改正案	現行
<p>る場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の8において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第71条 同一の者についてその者に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては300,000円、償却資産にあっては1,800,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p>	<p>る場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第71条 同一の者についてその者に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては300,000円、家屋にあっては200,000円、償却資産にあっては1,500,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p>

改正案	現行
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第11条の2 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第11条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</p>

改正案	現行
<p>に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の3第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項、附則第45条第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第14条（略） 2～9（略） 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号</p>	<p>に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の3第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項</p> <p>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第14条（略） 2～9（略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>11～13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p><u>16～25</u> (略)</p> <p><u>26</u> 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p><u>10～12</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>13～22</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>3 (略)</p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p>第45条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項</p>	<p>3 (略) (新設)</p> <p>第45条及び第46条 削除</p>

現 行

改 正 案

において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2. 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」

改正案	現行
<p>と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第46条 削除</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第29条第1項ただし書、第30条の2及び第30条の3の改正規定並びに附則第7条及び第11条の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日</p> <p>(2) 第71条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日</p> <p>(3) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第11条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第12条の2及び第41条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1</p>	

改正案	現行
<p>月1日</p> <p>(4) 附則第11条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第45条及び第46条の改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日（令和8年1月1日）の属する年の翌年の1月1日（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第30条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の寝屋川市税条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例附則第11条の2第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条</p>	

改正案	現行
<p>則第11条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例附則第41条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第41条第1項の土地等の譲渡について適用する。</p> <p>5 新条例附則第45条の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第71条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	

寝屋川市空き家流通促進税条例の制定

1 制定理由

寝屋川市の持続可能な自治体運営及び健全なまちづくりの実現を図ることを目的に、市内に所在する空き家の所有者等に対し、空き家流通促進税を賦課徴収することにより、空き家の発生を未然に防止するとともに、市場への流通を促進させるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 空き家流通促進税（第1条関係）

ア 地方税法の規定に基づき、市税として課する普通税として、空き家流通促進税（以下「本税」という。）を課する。

イ 本税の賦課徴収については、地方税法及び本条例に定めるもののほか、寝屋川市税条例第1章総則の規定を適用する。

(2) 定義（第2条関係）

ア 本条例において使用する用語は、イに定めるもののほか、地方税法及び寝屋川市税条例において使用する用語の例による。

イ 本条例における用語の意義を定める。

(1) 空き家 住宅のうち、現に人が居住していない状態にあると認められるものをいう。

(2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

(3) 家屋割 空き家に係る固定資産税額を課税標準として課する本税をいう。

(4) 家屋立地割 空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額を課税標準として課する本税をいう。

(5) 単位地積当たり価額 家屋の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税額（地方税法に規定する住宅用地とみなして同法の規定を適用す

ることとした場合における固定資産税額)を、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された当該土地の地積で除して得た額をいう。

(カ) 延べ面積 空き家の各階の床面積の合計面積をいう。ただし、空き家が地方税法に規定する区分所有に係る家屋の専有部分である場合にあっては、当該区分所有に係る家屋の延べ面積を建物の区分所有等に関する法律の規定の例により算定した専有部分の床面積の割合によって按分した面積をいう。

(3) 納税義務者等 (第3条関係)

本税は、市内に所在する空き家に対し、地方税法の規定による所有者又は所有者とみなされる者に、家屋割及び家屋立地割の合算額によって課する。

(4) 課税免除 (第4条関係)

ア 次に掲げる空き家に対しては、本税を課さない。

(イ) 事業の用に供しているもの又は当該年度の賦課期日から起算して1年を経過する日までに事業の用に供することを予定しているもの。

(ロ) 賃借人の募集又は販売を開始した日から起算して1年を経過していないもの。

(ハ) 所有者が死亡したことにより空き家となったもの。ただし、所有者の死亡の事実が生じた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分の本税に限る。

(ニ) その他、公益上その他の事由により課税を不相当と市長が認めるもの。

イ 空き家の所有者は、その所有する空き家がア(イ)から(ニ)に該当するときは、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、その必要がないと市長が認める者については、この限りでない。

(5) 課税標準 (第5条関係)

本税の課税標準は、家屋割にあっては、当該年度における空き家に係る固定資産税額とし、家屋立地割にあっては、当該年度における空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額とする。

(6) 税率 (第6条関係)

本税の税率は、100分の35とする。

(7) 調査（第7条関係）

地方税法に定めるもののほか、寝屋川市は、市内における空き家の所在を把握し、その本税を賦課徴収するために必要な調査をすることができる。

(8) 納税管理人（第8条関係）

ア 本税の納税義務者は、地方税法の規定により納税管理人を定める場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

イ アにかかわらず、納税義務者は、当該納税義務者に係る本税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(9) 納税管理人に係る不申告に関する過料（第9条関係）

ア 申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

イ 過料の額は、情状により、市長が定める。

ウ 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(10) 賦課期日（第10条関係）

本税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(11) 納期及び納付額（第11条関係）

ア 本税の納期は、次のとおりとし、各納期における納付額は、税額の4分の1に相当する額とする。

(i) 第1期 6月1日から同月30日まで

(ii) 第2期 8月1日から同月31日まで

(iii) 第3期 10月1日から同月31日まで

(iv) 第4期 12月1日から同月25日まで

イ 市長は、特別の事情がある場合において、アの納期により難いと認めるときは、アの規定にかかわらず、当該期間内において別に納期を定めることができる。

ウ 本税の額が3,900円以下の金額であるものについては、ア及びイにかかわらず、ア及びイにより定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、その全額を徴収する。

(12) 徴収の方法（第12条関係）

本税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(13) 減免（第13条関係）

ア 市長は、次のいずれかに該当する者で特に必要があると認めるものについては、本税を減免することができる。

(7) 当該空き家につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難に遭った者

(8) 生活保護法の規定による生活扶助その他の扶助を受けている者

(9) 市長が定める事由により一時的に居住の用に供していない空き家の所有者

(10) その他、特別の事情があると市長が認める者

イ 本税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該者がアのいずれかに該当することが明らかであり、かつ、本税を減免する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(14) 委任（第14条関係）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(15) 附則

ア 施行期日

規則で定める日。ただし、イについては、公布の日から施行する。

イ 準備行為

本条例の施行の日を賦課期日とする年度分の本税の賦課徴収のために必要な準備行為は、市長の定めるところにより、同日前においても行うこ

とができる。

ウ 検討

市長は、本条例の施行後5年ごとに、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、本税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 改正理由

『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』(内閣府・文部科学省・厚生労働省令)の改正に伴い、学級編制基準について規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(第3条関係)

満4歳以上の学級編制基準について、原則35人以下から原則30人以下に改める。

(2) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

本条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における満4歳以上の学級編制基準については、施行日から令和14年3月31日までの間、(1)にかかわらず、原則35人以下とする。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

No.1

改正案	現行
<p>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令第4条第2項中「<u>30人</u>以下を原則とする」とあるのは、「満3歳以上満4歳未満の園児については<u>25人</u>以下を、満4歳以上の園児については<u>30人</u>以下を原則とする」と読み替えて条例基準とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における満4歳以上の園児に係る一学級の園児数については、この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間、この条例による改正後の寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第2項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第4条第</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令第4条第2項中「<u>35人</u>以下を原則とする」とあるのは、「満3歳以上満4歳未満の園児については<u>25人</u>以下を、満4歳以上の園児については<u>35人</u>以下を原則とする」と読み替えて条例基準とする。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
2項中「30人以下を原則とする」とあるのを「35人以下を原則とする」と読み替えて、同条例第3条第1項に規定する条例基準とする。	

(議案第 47 号関係)

寝屋川市都市公園条例の一部改正

1 改正理由

打上川治水緑地における(仮称)水遊びエリアの供用開始に伴い、当該エリアの運営期間中における駐車場の適正利用を促進するとともに、周辺道路における交通への影響を軽減することを目的に、夏期の利用料金を設定するため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 有料施設の利用料金(別表第5関係)

打上川治水緑地の駐車場の利用料金の上限について、夏期前期(7月20日から8月31日まで)における平日及び土日祝日並びに夏期後期(9月1日から9月20日まで)における土日祝日は、20分300円とする。

【参考】

打上川治水緑地駐車場の利用料金

区分			現行		改正案	
			単位 (1台)	利用 料金	単位 (1台)	利用 料金
夏期 以外	夏期(7月20 日から9月20 日まで)以外 の日	平日	1時間	100円	1時間	100円
		土日祝日	1時間	200円	1時間	200円
夏期	前期 〔7月20日から 8月31日まで の日〕	平日	1時間	100円	20分	300円
		土日祝日	1時間	200円		
	後期 〔9月1日から 9月20日まで の日〕	平日	1時間	100円	1時間	100円
		土日祝日	1時間	200円	20分	300円

(備考)

- ① 夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り、入場から 30 分以内で出場するときは、無料とし、入場から 3 時間までの利用料金は、平日は 300 円、土日祝日は 500 円とする。
- ② 打上川治水緑地の駐車場の利用に関し、区分欄に定める区分を異にする日にまたがって駐車する場合における利用料金の額については、入場から 24 時間以内に限り、駐車する全時間につき、当該入場した日の区分に基づいて算出するものとする。
- ③ 夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り、入場から 24 時間以内の利用料金は、利用 1 回につき、平日に入場したときは 1,000 円、土日祝日に入場したときは 1,500 円をもって上限とする。

(2) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

令和 8 年における本条例による改正後の打上川治水緑地の駐車場に関する規定の適用については、夏期を「8 月 1 日」からとする。

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市都市公園条例

No.1

改正案		現行			
別表第5 (第23条関係)					
1 有料施設の利用料金					
	施設	単位 (1面)	利用料金		
南寝屋川公園	グラウンド	1時間	600円	1時間	1面
	テニスコート		500円	1時間	1面
田井西公園	テニスコート		500円	1時間	1面
打上川治水緑地	駐車場			1時間	1台
別表第5 (第23条関係)					
1 有料施設の利用料金					
	施設	区分		単位 (1台)	利用料金
打上川治水緑地	駐車場	夏期以外		平日	100円
		夏期(7月20日から9月20日まで)以外の日		土日祝日	200円

改正案				現行	
夏期	前期 〔7月20日 から8月31日 までの日〕	平日	20分	300円	
		土日 祝日			
	後期 〔9月1日 から9月20日 までの日〕	平日	1時間	100円	
		土日 祝日	20分	300円	
備考					
<p>1 通常の使用の範囲を超えて特に電気、水道等を使用するときは、実費を徴収する。</p> <p>2 単位欄に定める時間（1時間又は20分）に満たない端数は、これを当該時間（1時間又は20分）とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 打上川治水緑地の駐車場の利用料金については、この</p>					
備考					
<p>1 通常の使用の範囲を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。</p> <p>2 時間に満たない時間の端数は1時間として、利用料金を計算するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 打上川治水緑地の駐車場の利用料金については、この</p>					

改正案	現行
<p>表に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り、入場から30分以内で出場するときは、無料とし、入場から3時間までの利用料金は、平日は300円、土日祝日は500円とする。</u></p> <p>(2) <u>打上川治水緑地の駐車場の利用に関し、区分欄に定める区分を異にする日にまたがつて駐車する場合における利用料金の額については、入場から24時間以内限り、駐車する全時間につき、当該入場した日の区分に基づいて算出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>夏期以外の日及び夏期後期の平日に限り、入場から24時間以内の利用料金は、利用1回につき、平日に入場したときは1,000円、土日祝日に入場したときは1,500円をもつて上限とする。</u></p> <p>2 有料施設の附属設備の利用料金 (略)</p>	<p>表に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>この表の規定にかかわらず、入場から30分以内で出場するときは、無料とし、入場から3時間までの利用料金は、平日は300円、土日祝日は500円とする。</u></p> <p>(2) <u>この表及び前項の規定にかかわらず、入場から24時間以内に限り、入場した日が平日であるときは駐車する全時間について平日の利用料金とし、入場した日が土日祝日であるときは駐車する全時間について土日祝日の利用料金とする。</u></p> <p>(3) <u>この表の規定にかかわらず、入場から24時間以内の利用料金は、利用1回につき、平日に入場したときは1,000円、土日祝日に入場したときは1,500円をもつて上限とする。</u></p> <p>2 有料施設の附属設備の利用料金 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 令和8年におけるこの条例による改正後の寝屋川市都市公園条例別表第5第1項の表の打上川治水緑地の駐車場に関する規定の適用については、同表中「7月20日」とあるのは、「8月1日」とする。</p>	

(議案第 48 号関係)

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

1 改正理由

『地方自治法』の改正により、引用する同法の条項が移動することに伴い、
所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第7条関係）

引用する『地方自治法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 令和8年9月24日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p> <p>附 則 この条例は、令和8年9月24日から施行する。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

(議案第 52 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 児童生徒学習用タブレット端末等

【タブレット端末等 仕様】

本 体 仕 様	
型式	iPad (A16) 24 Wi-Fi+Cellular 128GB GIGA 5,475 台
CPU	A16 チップ
ディスプレイ	11 インチ
記憶領域	128GB
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×1 個
OS	iPadOS
附 属 品 仕 様	
キーボード付ケース	MDS-UCKCIPG10BK (JIS 標準配列に準拠) USB Type-C 有線キーボード付耐衝撃ケース 5,475 台
タッチペン	MDC-TP01BKGS 導電性繊維ペン先タッチペン (GIGA スクール専用モデル) 5,475 本
液晶保護フィルム	MDS-UGFLIP109G1 iPad (A16) 専用液晶保護フィルム 5,475 枚
変換アダプタ	MDS-HADUCHDMI2 USB Type-C to HDMI変換アダプタ 160 本

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	ソフトバンク株式会社	539,332,142	落札	593,265,320
(2)	KDDI Biz Edge株式会 社 関西統括本部 関西支社		辞退	
(3)	NTTドコモビジネス株式会社		辞退	

【備考】

入札額及び落札額については、物品（タブレット端末本体及び附属品）の金額のほか、通信費（回線経費）及びソフトウェア使用料（ソフトウェア経費）を含む。

落札額の内訳

物品	416,655,543 円
通信費	79,497,000 円
ソフトウェア使用料	97,112,777 円

経過

令和 8 年 4 月 24 日	指名競争入札の指名通知
令和 8 年 5 月 1 日)	入札
令和 8 年 5 月 13 日	
令和 8 年 5 月 14 日	開札
令和 8 年 6 月 1 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 53 号関係)

和 解

1 相手方 大阪府寝屋川市八坂町 27 番 17-403 号
株式会社リハケアサポート
代表取締役 吉 田 秀

2 和解条項

- (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 2 年 8 月 27 日から令和 4 年 1 月 28 日までに返還した介護給付費を返還する。
- (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費返還金として、金 7, 370, 756 円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
- (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 2 年 4 月 2 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起こし、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

(案件の対応状況)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。平成30年厚生労働省令第4号による改正のもの。以下「運営基準省令」という。)第4条第2項に「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。」と規定されており、当該規定の解釈として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成11年7月29日付け老企発第22号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知。以下「本件課長通知」という。)において、「指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。」と示されていたものである。

令和2年4月2日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、本件課長通知に基づき、相手方が上記の本件課長通知の説明事項を利用申込者又はその家族に説明するに当たり、文書の交付に加えてその内容を理解したことについて署名を得ていなかったことから、運営基準減算に該当するものとして、令和2年6月5日に介護給付費を過誤調整するよう通知した。

過誤調整により相手方から寝屋川市へ令和2年8月27日から令和4年1月28日にかけて介護給付費7,370,756円が返還された。

その後、上記と同様の運営基準減算に該当することで過誤調整の指導を受けた法人(相手方とは異なる法人。以下「原告」という。)から、寝屋川市を被告として、運営基準違反はないなどと主張して、本件課長通知に記載された原告の寝屋川市に対する不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める事案の訴訟(介護給付費返還義務不存在等確認請求事件(令和3年(行ウ)第82号))

が提起されたところ、その裁判の第一審判決において「本件課長通知は、飽くまでも所管庁の課長が発出した通達であって法令ではなく、国民や裁判所を法的に拘束するものではないから、本件課長通知の記載を根拠に原告が書面により説明する義務を負うものと解することはできない」又「原告は、運営基準省令第4条第2項等に基づき利用者に対して利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明する義務を負うが、その説明においては、必ずしも書面による必要はなく、口頭による説明も許されると解するのが相当である」との旨が令和5年10月19日に判示された。

判決の後、令和6年1月15日に寝屋川市が控訴を取り下げたことにより判決が確定したものである。

当該判決を踏まえ、改めて相手方の当時の説明状況を確認したところ、運営基準省令第4条第2項に係る説明を口頭で説明していたことが確認されたことから、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

和 解

- 1 相手方 大阪府寝屋川市成田東が丘 28 番 7 号
社会福祉法人百丈山合掌会
理事長 川 嶋 成太郎
- 2 和解条項
 - (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 4 年 4 月 6 日に返還した介護給付費を返還する。
 - (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費返還金として、金13,438,563円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
 - (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 3 年 3 月 17 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起し、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

(案件の対応状況)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。平成30年厚生労働省令第4号による改正のもの。以下「運営基準省令」という。)第4条第2項に「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。」と規定されており、当該規定の解釈として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成11年7月29日付け老企発第22号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知。以下「本件課長通知」という。)において、「指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。」と示されていたものである。

令和3年3月17日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、本件課長通知に基づき、相手方が上記の本件課長通知の説明事項を利用申込者又はその家族に説明するに当たり、文書の交付に加えてその内容を理解したことについて署名を得ていなかったことから、運営基準減算に該当するものとして、令和3年4月12日に介護給付費を過誤調整するよう通知した。

過誤調整により相手方から寝屋川市へ令和4年4月6日に介護給付費13,438,563円が返還された。

その後、上記と同様の運営基準減算に該当することで過誤調整の指導を受けた法人(相手方とは異なる法人。以下「原告」という。)から、寝屋川市を被告として、運営基準違反はないなどと主張して、本件課長通知に記載された原告の寝屋川市に対する不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める事案の訴訟(介護給付費返還義務不存在等確認請求事件(令和3年(行ウ)第82号))

が提起されたところ、その裁判の第一審判決において「本件課長通知は、飽くまでも所管庁の課長が発出した通達であって法令ではなく、国民や裁判所を法的に拘束するものではないから、本件課長通知の記載を根拠に原告が書面により説明する義務を負うものと解することはできない」又「原告は、運営基準省令第4条第2項等に基づき利用者に対して利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明する義務を負うが、その説明においては、必ずしも書面による必要はなく、口頭による説明も許されると解するのが相当である」との旨が令和5年10月19日に判示された。

判決の後、令和6年1月15日に寝屋川市が控訴を取り下げたことにより判決が確定したものである。

当該判決を踏まえ、改めて相手方の当時の説明状況を確認したところ、運営基準省令第4条第2項に係る説明を口頭で説明していたことが確認されたことから、相手方から返還された介護給付費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

和 解

1 相手方 大阪府寝屋川市寿町 17 番 7 号
有限会社ステーションいずみ
代表取締役 泉 恵美子

2 和解条項

- (1) 寝屋川市は、相手方が寝屋川市に対し、令和 5 年 1 月 12 日及び令和 5 年 5 月 17 日に返還した介護給付費及び介護扶助費を返還する。
- (2) 寝屋川市は、相手方に対し、当該介護給付費及び介護扶助費の返還金として、金 23,366,933 円の支払義務があることを認め、当該金員を相手方の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄し、告訴その他の行為を行わないことを確認する。
- (4) 寝屋川市及び相手方は、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

(案件の概要)

令和 4 年 3 月 15 日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、厚生労働省の課長通知に基づき、運営基準違反を理由に介護給付費及び介護扶助費の過誤調整を行うよう相手方に通知し、返還がなされたが、同指導を受けた別の法人が運営基準違反はないなどとして寝屋川市を被告として介護給付費返還義務不存在等確認請求の訴訟を起し、厚生労働省の課長通知は法的拘束力がなく介護給付費返還義務が存在しないとの判決が確定した。

上記の事案について、相手方から返還された介護給付費及び介護扶助費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

(案件の対応状況)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。平成30年厚生労働省令第4号による改正のもの。以下「運営基準省令」という。)第4条第2項に「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。」と規定されており、当該規定の解釈として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成11年7月29日付け老企発第22号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知。以下「本件課長通知」という。)において、「指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。」と示されていたものである。

令和4年3月15日に寝屋川市が相手方に実施した実地指導において、本件課長通知に基づき、相手方が上記の本件課長通知の説明事項を利用申込者又はその家族に説明するに当たり、文書の交付に加えてその内容を理解したことについて署名を得ていなかったことから、運営基準減算に該当するものとして、令和4年4月19日に介護給付費及び介護扶助費を過誤調整するよう通知した。

過誤調整により相手方から寝屋川市へ令和5年1月12日及び令和5年5月17日に介護給付費及び介護扶助費23,366,933円が返還された。

その後、上記と同様の運営基準減算に該当することで過誤調整の指導を受けた法人(相手方とは異なる法人。以下「原告」という。)から、寝屋川市を被告として、運営基準違反はないなどと主張して、本件課長通知に記載された原告の寝屋川市に対する不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める事案の訴訟(介護給付費返還義務不存在等確認請求事件(令和3年(行ウ)第82号))

が提起されたところ、その裁判の第一審判決において「本件課長通知は、飽くまでも所管庁の課長が発出した通達であって法令ではなく、国民や裁判所を法的に拘束するものではないから、本件課長通知の記載を根拠に原告が書面により説明する義務を負うものと解することはできない」又「原告は、運営基準省令第4条第2項等に基づき利用者に対して利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明する義務を負うが、その説明においては、必ずしも書面による必要はなく、口頭による説明も許されると解するのが相当である」との旨が令和5年10月19日に判示された。

判決の後、令和6年1月15日に寝屋川市が控訴を取り下げたことにより判決が確定したものである。

当該判決を踏まえ、改めて相手方の当時の説明状況を確認したところ、運営基準省令第4条第2項に係る説明を口頭で説明していたことが確認されたことから、相手方から返還された介護給付費及び介護扶助費を寝屋川市が返還することにより解決するため、和解するものである。

(議案第 56 号関係)

大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及び大阪広域水道企業団規約の変 更に関する協議

1 協議理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議する。

2 変更内容

(1) 共同処理する事務の変更

令和9年4月1日から、共同処理する事務に、3市（泉大津市、箕面市、門真市）に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

(2) 規約の変更

ア 企業団の共同処理する事務（別表第2関係）

共同処理する事務に、3市（泉大津市、箕面市、門真市）に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

イ 施行期日

令和9年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第290条

大阪広域水道企業団規約

No.1

変 更 案	現 行 行
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、泉大津市、八尾市、富田林市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和9年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>

(議案第 57 号関係)

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

1 協議理由

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議する。

2 変更内容

(1) 広域連合の経費の支弁の方法（第 17 条関係）

『社会保険診療報酬支払基金法』の改正により、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(2) 附則

施行期日 令和 8 年10月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 291 条の 11

大阪府後期高齢者医療広域連合規約

No.1

改正案	現行
<p>(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) (略) (4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>交付金 (5) (略) 2 (略)</p> <p>附則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) (略) (4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 交付金 (5) (略) 2 (略)</p>

(議案第 58 号関係)

町 の 区 域 の 変 更

1 変更理由

第5次住居表示の実施(昭和48年7月1日)の際、当時の土地の形態や利用状況等を基に区域を画したものであるが、国松土地区画整理事業の施行(土地の区画形質の変更及び道路等の整備)に伴い、国松町及び隣接する三井が丘五丁目の区域を変更する。

2 変更内容

(1) 次のとおり変更する。


変更区域	現 行	変更案
別図の斜線部	三井が丘五丁目	国松町

(2) 土地区画整理法の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

[根拠法令]

地方自治法第260条第1項

【別図】

凡例		
町界（現行）	— ■ — ■ — ■ — ■	
変更区域	現行	→ 変更案
	三井が丘五丁目	→ 国松町

1 : 2500

